

令和3年9月亀山市議会定例会 提出議案 条例新旧対照表

	頁
議案第67号 亀山市立図書館条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第68号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	2
議案第69号 亀山市営住宅条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3

亀山市立図書館条例新旧対照表（附則第3項関係）
（亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	旅費条例別表の消費長の項に規定する旅費に相当する額	(略)	(略)	旅費条例別表の消費長の項に規定する旅費に相当する額
公民館運営審議会委員	日額 7, 100円		(略)	(略)	
<u>亀山市図書館協議会委員</u>	<u>日額 7, 100円</u>	額	公民館運営審議会委員	日額 7, 100円	額
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(交通安全施設)</p> <p>第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p> <p><u>(歩行者利便増進道路)</u></p> <p>第44条 <u>歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</u></p> <p>3 <u>歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。</u></p> <p>第45条～第47条 (略)</p>	<p>(交通安全施設)</p> <p>第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等_____、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p> <p>第44条～第46条 (略)</p>

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）				
1 （略）					1 （略）				
2 借上げによる市営住宅の名称、位置等					2 借上げによる市営住宅の名称、位置等				
設置年度	名称	位置	構造	戸数	設置年度	名称	位置	構造	戸数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
令和3年 度	北町住宅	北町4番40-101号、 4番40-102号、4番 40-103号、4番40- 105号、4番40-2 01号、4番40-202 号、4番40-203号及 び4番40-205号	木造2階	8					